

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 規 則
違法駐車車両の移動等を行なった場合に徴収する費用の額を定める規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示
健康保険法等による看護料の支給基準の廃止
被爆者一般疾病医療機関の指定
臨時種畜検査の実施
土地改良区の役員就退任
土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)
土地改良事業の認可(三件)
土地改良事業計画の決定
公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可申請
県道の区域の決定
一般国道の区域の変更
県道の区域の変更
一般国道の供用の開始
県道の供用の開始
都市計画事業の認可

規 則

違法駐車車両の移動等を行なった場合に徴収する費用の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

違法駐車車両の移動等を行なった場合に徴収する費用の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動等を行なった場合に徴収する費用の額を定める規則(昭和四十七年七月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。本則中「第五十一条第七項」を「第五十一条第十項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百八十三号

健康保険法等による看護料の支給基準(昭和五十九年九月鳥取県告示第

六百八十号)は、昭和六十一年十月三十一日限り廃止したので、告示する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百八十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中島整形外科医 院	鳥取市新字上大樋井九三十五	昭和六十一年十一月八日

鳥取県告示第九百八十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種番検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規

則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検 査 期 日	検 査 場 所	家 畜 の 種 類
昭和六十一年十一月二十二日午後一時から	東伯郡赤碓町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第九百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり瑞穂地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 矢木 秀明 気高郡気高町大字下坂本四九〇

昭和六十一年四月二日退任

理事 村上 快一 気高郡気高町大字土居一三四

堀尾亮治	大字重高四五
堀尾浩	九五
堀尾覚	大字二本木四〇
坂本実治	大字下坂本二七七一二
池辺務	一七二
大山福平	六五三
田中寿信	大字日光六四五
山根正雄	大字上光五二六一一
鈴木一郎	二七五
早稲田清親	七九三一
富川卓次郎	六二二一二
山中博義	大字下光元二三八
居川義雄	三二六一
北村仁美	大字常松三〇三
奥田義昭	二六八
吉田義夫	大字富吉八五
吉田廉	二一六
岡本武志	二二二
渡辺順一	大字重高九一
富山高雄	大字下坂本一六六
山中重夫	大字上光五六六次一
山崎俊宏	大字常松一九六
昭和六十一年八月十日退任	

就任した役員の名及び住所	
理事 村上快一	気高郡気高町大字土居一三四
堀尾亮治	大字重高四五
堀尾浩	九五
堀尾覚	大字二本木四〇
島岡永明	大字下坂本九三
宮石健司	二二八
岩岸一	二八八
大山節	六一一
田中寿信	大字日光六四五
山根正雄	大字上光五二六一一
鈴木一郎	二七五
早稲田清親	七九三一
富川卓次郎	六二二一二
山中誠一	大字下光元二三六
居川義雄	三二六一
北村仁美	大字常松三〇三
山崎俊宏	一九六
吉田義夫	大字富吉八五
吉田廉	二一六
岡本武志	二二二
渡辺順一	大字重高九一
谷川昭雄	大字下坂本四七〇
山中重夫	大字上光五六六次一
監事	

〃 奥 田 義 昭 〃 大字常松二六八
昭和六十一年八月十一日就任 任期四年

鳥取県告示第九百八十七号

大原千町土地改良区が行う土地改良事業（団体営農道整備事業福原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月二十九日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場及び西伯郡岸本町吉長五八一一大原千町土地改良区事務所

所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十八号

会見町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業会見（田住）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月二十九日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東鴨土地改良区が行う土地

改良事業（非補助事業広瀬地区農道整備）を昭和六十一年十一月二十七日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（団体管かんがい排水事業白浜地区農業用排水）を昭和六十一年十一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米子市が行う土地改良事業（単県土地改良事業吉谷地区区画整理）を昭和六十一年十一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業淀江地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月二十九日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百九十三号

公有水面の埋立てに關し、埋立地の用途の変更等の許可申請があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条の二第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その申請書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間、鳥取県農林水産部漁港課及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 申請人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十八年十一月五日 鳥取県指令受漁港第五十七号

三 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点と7の地点を直線で結んだ線、7の地点と7-1の地点を直線で結んだ線、7-1の地点と7-2の地点を直線で結んだ線、7-2の地点と8の地点を直線で結んだ線、8の地点と8-1の地点を直線で結んだ線、8-1

の地点から8-4の地点までを順次に直線で結んだ線、8-4の地点と13の地点を直線で結んだ線、13の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線、15の地点から16の地点を通り17の地点に至る昭和五十二年一月二十六日付鳥取県指令受河六百九十号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、17の地点から20の地点までを順次に直線で結んだ線、20の地点から21の地点を通り22の地点に至る昭和五十七年の秋分の日満潮位における公有水面と陸地との境界線及び22の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 網代漁港旧北防波堤灯台跡（北緯三五度三四分四九秒東經一三四度一七三分三二秒）から二一四度四五分五六七・八

メートルの地点

2の地点 1の地点から三四度三三分五〇・〇〇メートルの地点

7の地点 2の地点から一二四度三三分三八三・七〇メートルの地点

点

7-1の地点 7の地点から三四度三三分一〇〇・〇〇メートルの地点

地点

7-2の地点 7-1の地点から三〇四度三三分三・九〇メートルの地点

の地点

8の地点 7-2の地点から三四度三三分二〇〇・〇〇メートルの地点

地点

8-1の地点 8の地点から三〇四度三三分一二〇・〇〇メートルの地点

の地点

8-2の地点 8-1の地点から一〇度一七分八・六〇メートルの地点

地点

8-13の地点 8-2の地点から一〇〇度一七分一六・〇〇メー
ルの地点

8-4の地点 8-3の地点から一〇度一七分六〇・〇〇メー
ルの地点

13の地点 8-4の地点から一〇〇度一七分五四・五〇メー
ルの地点

14の地点 13の地点から一〇度一七分二・〇〇メー
ルの地点

15の地点 14の地点から一〇〇度一七分六〇・〇〇メー
ルの地点

16の地点 15の地点から二〇度五〇分八五・四〇メー
ルの地点

17の地点 16の地点から七七度二九分八四・六〇メー
ルの地点

18の地点 17の地点から一〇〇度一七分七〇・〇〇メー
ルの地点

19の地点 18の地点から一九〇度一七分四〇・〇〇メー
ルの地点

20の地点 19の地点から一〇四度五〇分二三・三〇メー
ルの地点

21の地点 20の地点から一九四度二二分二九・八〇メー
ルの地点

22の地点 21の地点から二一三度二四分三六二・〇〇メー
ルの地点

(三) 面積

一七二、三四七・四七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字網代字先網代四一〇一六地先から同町大字大谷字
中町田濱七四三までの陸地及びそれらの地先公有水面並びに蒲生川の
河川水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びサの地点とアの地点とを直
線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 網代漁港旧北防波堤灯台跡から二三五度一四分七二六・
〇〇メートルの地点

ロの地点 イの地点から五度三三分三五五・〇〇メートルの地点

ハの地点 ロの地点から六六度一四分六一六・〇〇メートルの地点

ニの地点 ハの地点から八九度一四分二六〇・〇〇メートルの地点

ホの地点 ニの地点から一五五度一四分三〇〇・〇〇メートルの地
点

ヘの地点 ホの地点から一二四度〇三分三二〇・〇〇メートルの地
点

トの地点 ヘの地点から一〇二度三三分九八・〇〇メートルの地点

チの地点 トの地点から一九二度三三分九〇・〇〇メートルの地点

リの地点 チの地点から二八二度三三分一五六・〇〇メートルの地
点

ヌの地点 リの地点から二〇〇度四〇分四一七・〇〇メートルの地
点

ルの地点 ヌの地点から二一四度三三分三二〇・〇〇メートルの地
点

(三) 面積

八九六、八九五・八五平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地 約一二・一九九ヘクタール

六 關連用地 約五・〇三六ヘクタール
 申請年月日
 昭和六十一年九月二十日

鳥取県告示第九百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十一年十一月二十八日から二週間鳥取県土木部
 道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉吉福本線	倉吉市余戸谷町字中長二九八〇―二 四地先から同町字四十二丸三五九五 ―一―地先まで	一六・〇 四四・〇	五五三・〇

鳥取県告示第九百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十一年十一月二十八日から二週間鳥取県土木部
 道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更前	変更後		
一八一号	日野郡溝口町溝口字河下二七― 四地先から同町大江字河下六 ―〇地先まで	八・六 一〇・〇	九・九 三四・〇	三二九・〇 三二九・〇	三二二・〇

鳥取県告示第九百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十一年十一月二十八日から二週間鳥取県土木部
 道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名		変 更 前	変 更 後	変 更 別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
赤碓大山線		東伯郡赤碓町大字赤碓字八幡山一〇九一―一―地先まで	東伯郡赤碓町大字赤碓字狐山一〇九一―一―地先まで	変更前	東伯郡赤碓町大字赤碓字八幡山一〇九一―一―地先まで	八・〇 一・一・〇	四九五・〇
		東伯郡赤碓町大字赤碓字狐山一〇九一―一―地先まで	東伯郡赤碓町大字赤碓字狐山一〇九一―一―地先まで	変更後	東伯郡赤碓町大字赤碓字狐山一〇九一―一―地先まで	一・二・〇 三・〇・〇	四二一・〇

鳥取県告示第九百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十一年十一月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	区 間	供用開始の期日
一八二号	日野郡溝口町溝口字河下二七―四―地先から同町大江字向河下六〇―地先まで	昭和六十一年十二月一日

鳥取県告示第九百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十一年十一月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	区 間	供用開始の期日
倉吉福本線	倉吉市余戸谷町字中長二九八〇―一―二四―地先から同町字四十二九三五―九五―一―地先まで	昭和六十一年十二月一日
赤碓大山線	東伯郡赤碓町大字赤碓字狐山一〇九一―一―地先から同町字西野海道の上八一〇―一―七―地先まで	

鳥取県告示第九百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 東山川都市下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年十一月二十八日から昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

米子市博労町一丁目、博労町二丁目、博労町三丁目及び富士見町

2 使用の部分

なし

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】